

## はじめに

本校は、枚方市いじめ防止基本方針(概要版含む)(以下、枚方市方針)に記載の考え方や取組を基に、いじめに対応する。本方針では、枚方市方針と同様のことはできる限り記載せず、具体的な対応や考え方などを簡潔に記載することで、教職員だけでなく、児童とその保護者や地域の方々とも考え方を共有しやすくし、いじめに対して、より早く、実効的に取り組むことを目的として作成した。

### 1. 基本理念

本校は「互いのよさ、違いを認め合い、ともに学び、ともに育つ」という基本理念のもと、いじめは「重大な人権侵害事象である」という認識で対応する。

### 2. いじめの定義の基本的な解釈

一定の人間関係があり、被害児童が心身の苦痛を感じているもの(SNSも含む)

### 3. いじめの態様(ここに挙げていないことでも心身の苦痛を感じるものは当てはまる)

嫌なことを言われる、仲間外れ・無視、軽くぶつかられる・叩かれる、遊ぶふりをして蹴られる(SNSも含む)

### 4. 具体的な事例

「AがBに悪口を言った。Bが怒り、Aを殴ったことをきっかけに喧嘩になり、お互い苦痛を感じている。」

→AとBを被害児童としての「いじめ2件」となる(1つの事案でも、被害児童が複数名いる場合がある)。

・Aには悪口を言ったこと、その後の喧嘩について指導する(悪口を言った背景も聴く)。

・Bには悪口を言われた思いは傾聴しつつ、だからといって殴っていいわけではないことを指導する。

(いじめられる(何かされる)側にも責任があるという解釈ではない)

### 5. いじめの未然防止

・「いじめられたら(何かされたら)やり返す」を許さない。

「何かされたらやり返していい」という考え方は、負の連鎖を生み、重大な事象につながる可能性があると考ええる。

・年度当初の周知(児童や保護者、地域の方々)

入学式や始業式、ブログなどを通じ、いじめについての考え方や窓口の周知

・いじめアンケートの実施

学期に1回以上実施する。必要な場合はその都度実施し、情報を集める。

・いじめ防止対策委員会の実施(年度当初と各学期末、年間4回)

校長、教頭、生徒指導担当者、人権教育担当者、各学年主任、養護教諭、心の教室相談員を基本の構成員とする

(在籍する場合) 首席、指導教諭、スクールカウンセラー

(臨時の場合) 当該学年と管理職など、直ちに参集できる教職員等で実施し、迅速に対応する。

・様々な行事や取組、校内研修、研究授業等の実施

「互いのよさ、違いを認め合い、ともに学び、ともに育つ」を意識した仲間づくりを常に意識する。

### 6. いじめの発見、対応

・いじめは「いつでも、誰にでも起こりうる」との認識のもと、早期発見を心がける。

・発見後は「枚方市立津田小学校 いじめ対応マニュアル」に則り、対応し、一人で抱え込まない。(組織的な対応)

・関係児童には支援・指導。その保護者とも情報を共有し、一定の解決をめざす。(法的な解消は3か月を目安)

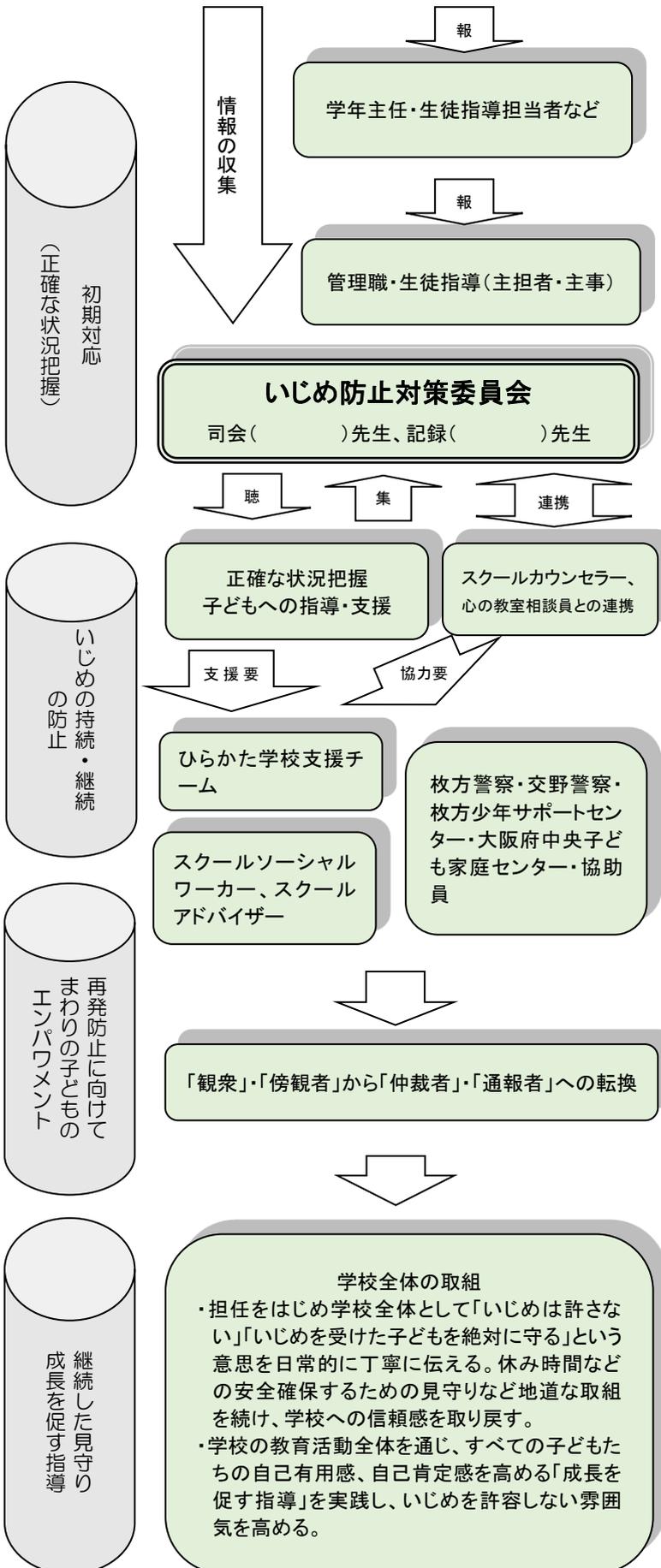
・重大ないじめ事案等は警察等と連携する場合がある。(文部科学省 令和5年2月7日通知)

### 7. いじめの解消

・被害児童に直接確認することを基本とするが、「何か気になる事があれば先生に言いに来てね」などのメッセージを定期的に全体に周知し、様子を見るなど、3か月を目安として、解消を確認する。

# 枚方市立津田小学校 いじめ対応マニュアル

✓ いじめられていると本人が訴えてきたとき



積極的な認知（裏面に詳細）  
・いじめの定義に基づき、いじめを受けた子どもの心情に寄り添う。

一人で抱え込まない（裏面に詳細）  
・学年主任や生徒指導担当者に報告する。

管理職への報告  
・学年主任や生徒指導担当者は管理職に報告。

過去のいじめアンケートの確認

組織的な対応  
・学校いじめ防止基本方針に則り、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応の検討や役割分担をする。

いじめを受けた子どもに対して  
・安全を確保するとともに、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行う。

いじめを行った子どもに対して  
・単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。

必要に応じて支援要請・協力要請  
・「ひらかた学校支援チーム」等の支援要請や警察等の関係機関に協力要請をする。

まわりの子どもに対して  
・「観衆」や「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを丁寧に理解させる。  
・「仲裁者」や「通報者」になるよう丁寧に指導する。

いじめ解消について  
・いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヶ月)止んでいる  
・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認する  
※上記2つの要件が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、継続して見守る。

初期対応  
（正確な状況把握）

いじめの防止の持続・継続

再発防止に向けて  
まわりの子どもへの  
エンパワメント

継続した見守り  
成長を促す指導

## いじめを発見するために

(いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを意識しましょう)

### 学校で見られるいじめのサイン

- 理由もなく、1人で朝早く登校する。登校が始業ぎりぎりになる。
- 欠席、遅刻、早退が増える。放課後、急いで一人で帰宅する。
- 用もなく職員室に頻繁に来る。職員室の前をうろうろしている。
- 教職員を避ける。
- 保健室に出入りすることが多くなる。
- 教室移動のときなど、一人で教室に入ってくる。
- 授業中発言をしたら、理由もなく笑われる。
- 昼食や班学習のとき、席を離している。
- 清掃時、椅子や机がぼつんと残る。
- 声をかけるとびくっとする。返事がない。口数が少なくなる。
- イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりする。
- 刃物など危険なものを持つ。

このようなサインが見られれば、子どもに声をかけ、困っていることがないかを尋ねるなど、注意深く見守るとともに、一人で抱え込まず、学年主任や生徒指導主任に相談します。

担任が一人で抱え込まず、組織的な対応を行うためには、普段から何でも相談できる職場での関係づくりが大切です。

